

事業報告書 (自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人有仁会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市守山区瀬古東二丁目411番地

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和50年 6月 9日

(4) 設立登記年月日 昭和50年 6月 27日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	小林 由典	守山友愛病院管理者
理事	曾我 尚之	
理事	浅井 修	
監事	早川 千代	

- 注)1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	守山友愛病院	愛知県名古屋市守山区瀬古東二丁目411番地	一般病床 20床

注)1.地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- 2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を[　]書で記載すること。
- 3.介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
医療法人有仁会 居宅介護支援ゆうあい	愛知県名古屋市守山区瀬古東二丁目411番地	
守山区西部いきいき支援センター 【名古屋市から委託を受けて管理】	愛知県名古屋市守山区瀬古東二丁目411番地	

注)地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【　】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うこと
ができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和5年5月26日 第49期定時総会 令和4年度決算の承認
剩余金または損失金の処理
理事及び監事任期満了による改選
理事報酬額の承認
監事報酬額の承認
- 令和5年3月24日 第48期定時総会 令和5年度予算案の承認
令和5年度事業計画の承認
令和5年度借入金最高限度額の承認

注)(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
特になし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
特になし
- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
特になし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特になし
- (9) その他
特になし

法人名 医療法人 有仁会

※医療法人整理番号

150

(※ 上記は記載する必要なし)

所在地 名古屋市守山区瀬古東2-411

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日 現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	624,388	I 流動負債	87,803
現金及び預金	472,837	買掛金	25,817
保険未収入金	142,904	短期借入金	16,000
たな卸資産	8,264	未払費用	18,118
前払費用	754	未払法人税等	202
立替金	185	未払消費税等	1,603
仮払金	300	預り金	5,061
貸倒引当金△	857	賞与引当金	21,000
II 固定資産	399,833	II 固定負債	16,388
1 有形固定資産	368,849	長期未払金	1,388
建物	33,647	修繕引当金	15,000
建物付属設備	13,150	負債の部合計	104,192
構築物	258	純資産の部	
医療用機械備品	3,820	科 目	金額
その他の器械備品	473	I 出資金	23,391
車両・運搬具	6,513	出資金	23,391
土地	310,986	II 積立金	896,638
2 無形固定資産	485	利益積立金	10,000
電話加入権	485	別途積立金	444,000
3 その他の資産	30,499	繰越利益積立金	442,638
出資金	3,795	III 評価・換算差額等	0
保険積立金	25,449	純資産の部合計	920,029
敷金	1,084	負債・純資産の部合計	1,024,221
長期前払費用	170		
資産の部合計	1,024,221		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 有仁会
 所在地 名古屋市守山区瀬古東2-411

※医療法人整理番号 150
 (※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		907,047
2 事業費用	824,293	
(1) 事業費	0	824,293
(2) 本部費		
本来業務事業利益		82,754
B 付帯業務事業損益		
1 事業収益		13,885
2 事業費用		110,641
附帯業務事業損失		96,756
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		14,002
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収	107,398	107,404
III 事業外費用		
支払利息	220	
その他の事業外費	17,137	17,357
経常利益		76,045
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		76,044
	法人税・住民税及び事業税	202
	法人税等調整額	0
	当期純損失	202
		75,841

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 有仁会

※医療法人整理番号 150
(※ 上記は記載する必要なし)

所在地 名古屋市守山区瀬古東2-411

財産目録

(令和5年3月31日 現在)

1. 資 産	額	1,024,221 千円
2. 負 債	額	104,192 千円
3. 純 資 産	額	920,029 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	624,388
B 固定資産	399,833
C 資産合計 (A+B)	1,024,221
D 負債合計	104,192
E 純資産 (C-D)	920,029

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 有仁会

理事長 小林由典 殿

私(注)は、医療法人 有仁会 の令和4年会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 5月 26日

医療法人 有仁会
監事 早川千代

(注) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。